

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和6年12月23日(月) 午前10時から 午前11時40分まで
開 催 場 所	所沢市役所 6階 604会議室
出席者の氏名	千草孝雄(会長)、近藤宏一(職務代理)、田口義明、 藤本浩志、長田悦子
欠席者の氏名	小澤峰子、片倉博之、柴田晃
説明者の職・氏名	市民税課長 橋本 博史 市民税課主査 浦山 昌明 市民税課主査 小貫 多加志 市民税課主任 竹内 康晴
議 題	(1) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検について(諮問第94号) (2) 報告事項 ・市の施設における防犯カメラの設置について (3) その他 ・次回の審議会の日程について
会 議 資 料	資料No.1 諮問書及び添付資料(諮問第94号) 資料No.2-1 市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準の考え方
担 当 部 課 名	市民部市民相談課長 守谷秀明 市民部市民相談課市政情報センター所長 田中栄治 市民部市民相談課市政情報センター主査 相馬式子 市民部市民相談課市政情報センター主任 木野田愛理 電 話 04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
守谷課長	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開会を宣言 ・委員8名のうち過半数である5名が出席していることから、会議が成立していることを確認
千草会長	(挨拶)
守谷課長	・事務局職員を紹介
議長	<p>(これより、審議会条例第7条第1項に基づき、千草会長が進行する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布資料の確認(事務局が資料の確認を行った。) ・傍聴者の確認(傍聴者なし。)
	議事(1) 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検について(諮問第94号)
議長	では、本日の議事に入ります。審議内容について事務局から説明してください。
田中所長	<p>今回の諮問は、マイナンバー制度における特定個人情報保護評価書の第三者点検にかかるものです。</p> <p>国が定める「特定個人情報保護評価に関する規則」第7条に基づき、地方公共団体が特定個人情報保護評価の全項目評価書を作成したときには、その評価書について、広く住民その他の者の意見を求められることとなります。</p> <p>所沢市が作成した全項目評価書については、パブリックコメント手続及び当審議会による点検を受けることとなっています。</p> <p>個人住民税課税に関する事務につきましては、平成27年、平成29年、令和4年に当審議会による点検を行っております。今回は、税系システム標準化へ移行にするに当たり、記載内容を見直した評価書についてご審議をいただくものです。</p> <p>ご審議いただく際の要点としましては、諮問書別紙の概要シートの左側に記載しておりますが、どのような制度なのか、どのような情報を取り扱うのか、そして情報の連携、委託、リスク対策がどのように行われるかということになるかと思えます。</p>
議長	審議すべき事項の概要については、事務局の説明のとおりです。それでは、実施機関の職員を入室させてください。
市民税課職員	(入室、挨拶及び自己紹介)
議長	この度の案件は、社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書の第三者点検を行うものです。

	<p>それでは、実施機関は評価書の説明をお願いします。</p>
<p>橋本課長</p>	<p>市民税課では、平成25年5月31日に公布されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」）に基づく個人番号制度導入に伴い、市民税課が所管するところの個人住民税課税事務において、個人番号を保有することになるため、特定個人情報保護評価を行っております。</p> <p>個人住民税課税の対象となる人数が34万人と、30万人を超えますことから、全項目評価書の作成が必要となり、特定個人情報保護評価指針に則り、パブリックコメント手続を経て、当審議会による第三者点検のご審議をいただくものでございます。</p> <p>特定個人情報保護評価につきましては、重要な変更があった場合や事故が発生した場合、また実施後5年を経過した場合に再実施を行うこととなっております。</p> <p>この度、税系システム標準化に係るガバメントクラウド上への移行が特定個人情報ファイルに対する重要な変更該当するため、個人情報保護評価を再実施するものでございます。</p> <p>事前にお配りいたしました評価書素案でございますが、本年6月頃から見直し、追加修正を行い、本年9月25日（水）から10月24日（木）までの期間、パブリックコメント手続を行いました。</p> <p>なお、意見の提出は個人2名から43件あり、改めて評価書の見直しを行いました。</p> <p>それでは、個人住民税課税事務に関する特定個人情報評価書（素案）について簡単にご説明申し上げます。</p> <p>事前にお配りした諮問書別紙概要シートをご覧ください。</p> <p>個人住民税課税に関する事務とは、概要シート2段目にあります特定個人情報ファイルを取り扱い、前年に一定以上の所得があり、1月1日現在において所沢市に住所があったものに対して個人住民税を賦課しております。</p> <p>次に、情報連携の概要につきましては、税系システムから、「庁内」にありませぬ統合宛名システムを通じて、中間サーバーに連携対象の特定個人情報の副本を登録しております。情報連携に当たりましては、統合宛名システムを使用し、情報提供ネットワークシステムを通じて、相手方機関の照会に応じ自動で情報を提供します。</p> <p>相手方機関は、社会保障の給付、保険料の算定及び減免手続等において所得情報を参照し、市民から所得証明書の提出を省略することで市民の負担軽減を図っております。</p> <p>続きまして、特定個人情報ファイルの取扱いの委託につきましては、課税資料のパンチ業務を「株式会社東計電算」に、税系システム運用・保守業務を「Acrocity ソリューションズ株式会社」に、窓口における各種証明の交付・請求・受付及び作成業務を「AGS プロサービス株式会社」に、税務帳票類の作成・印字・封入封かん業務を「東洋印刷株式会社」に、コンビニ交付システムの運用業務を「富士通 Japan 株式会社 埼玉・群馬ビジネス部」に、それぞれ</p>

	<p>委託しております。</p> <p>次に、主なリスク対策といたしましては、物理的対策として、政府情報システムのセキュリティ制度 ISMAP(イスマップ)に登録されたクラウドサービスを利用し、サーバー等の環境には適切な入退室管理策を行います。</p> <p>人的対策といたしましては、情報セキュリティ研修を毎年実施しております。</p> <p>技術的対策といたしましては、システムを利用できる職員を特定し、個人ごとに ID を割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録することによって、不正利用を抑止しています。</p> <p>最後に、前回実施からの変更点でございますが、評価書素案84ページから95ページをご覧ください。税系システム標準化に係るガバメントクラウド上への移行の他は、大きな変更点はございませんが、委託業者名の変更、法改正に伴う修正等を行っております。</p> <p>個人番号制度施行以降、個人住民税課税事務においては、重大な事故等は発生しておりません。これは、評価書に基づいたリスク対策が十分に行われているためであると考えております。</p> <p>今後も、本評価書に基づきリスク対策を行い、個人住民税課税事務の適正な執行を心掛けて参ります。</p> <p>以上で、概要の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問等がありますか。
田口委員	<p>3点ほど質問をさせていただきます。</p> <p>1点目として、本件は、様々な制度が絡まっていてやや分かりにくいため、少し整理すると、まず、現在全国の自治体が保有する様々な情報を統一の様式で共有する「ガバメントクラウド」という仕組みが国のほうで新たに導入されようとしていて、そのガバメントクラウドに来年早々にも各自治体が保有する個人住民税に関する情報を移行させる予定になっているということですね。これは行政の効率化、市民の利便性向上を図ることを目指して行うものではありませんが、他方、それによってマイナンバー情報の漏えいなどのリスクが生じることがないかどうか、改めて全項目評価という形で評価するというのが今回の案件であると、そのようにおおまかに理解しますが、そのような理解でよいでしょうか。</p>
橋本課長	<p>基本的には、田口委員のおっしゃったような形であるご理解いただければと思います。補足の説明をさせていただきます。「ガバメントクラウドという仕組みの導入」でございますが、いただいたご質問にありますとおり、行政の効率化、市民の利便性向上を図ることを目指して行うものでありますが、ガバメントクラウド上へ情報を移行するに当たり、本対応が、特定個人情報保護評価に関する規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更にあたるため、改めて特定個人情報保護評価書(全項目評価)の評価を行うということになります。</p>
田口委員	ありがとうございます。1点目については分かりました。それを踏まえて、2つ

	<p>目の質問ですが、ガバメントクラウドに情報を移行させる分野は、個人住民税に関する事務に限られないと思われます。</p> <p>ガバメントクラウドの仕組みについては、国が今年6月に閣議決定した「デジタル社会重点計画」では、地方自治体の情報システムの統一・標準化を目指して、「原則2025年度までに、標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう環境整備する」とされています。今後、個人住民税に関する事務以外にも、今回と同様にガバメントクラウドに情報を移行させることを予定している業務分野はありますか。</p>
橋本課長	<p>「ガバメントクラウドに移行する業務」でございますが、個人住民税に関する事務以外にも、主要20業務について国が示す標準仕様に基づいて再構築するものとされており、当市においても大きなところで申し上げますと、住民基本台帳事務、戸籍・印鑑登録に関する事務、国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療に関する事務、障害者福祉に関する事務、介護保険に関する事務などの業務について、ガバメントクラウドへ移行されることが予定されております。</p>
田口委員	<p>そうしますと、そのような事務についても順次ガバメントクラウドに移行していくに当たり、今回と同様に「重要な変更」に該当すれば、全項目評価がその都度行われるという段取りになっていくのでしょうか。</p>
橋本課長	<p>お見込みのとおりでございます。</p>
田口委員	<p>今回はガバメントクラウドに情報移行することに伴う全項目評価としては初めてですか。</p>
橋本課長	<p>それぞれの所管課、例えば住民基本台帳事務は市民課が所管しており、同様に全項目評価を行っていると思っておりますが、その移行の時期が市民課のベンダーの都合により、遅れが出ていると聞いております。そのため個人住民税課税事務とずれが生じております。しかし2025年度までに移行するという国の方針は変わりませんので、まずは個人住民税課税事務については、予定どおりに進めているところでございます。</p>
田口委員	<p>政府が立てたデジタル社会重点計画では、原則2025年度までに移行できるように環境整備するということですが、現実には遅れが生じているものもある中で、市民税課の個人住民税課税事務については、当初の予定どおり進んでいて、それ以外のものは2025年度より後にずれ込むこともあり得るということをお前提に作業が進められつつあるということですか。</p>
橋本課長	<p>基本的にはお見込みのとおりでございます。</p> <p>原則2025年度中に移行するようにとのことから事務を進めておりまして、個人住民税課税事務に関しては、予定どおりに進んでいるところでございます。しかし、同様に審議会を開催してご審議いただくものとしては、住民基本台帳</p>

	<p>事務が該当するものと思われませんが、そちらにつきましては、2025年度までの移行スケジュールに遅れが出ているとのことから、今年度中に当該審議会に諮問を行い、ご審議をいただくということは難しくなったとお聞きしております。</p>
田口委員	<p>そうしますと、ガバメントクラウドへの移行に伴う特定個人情報保護評価については、個人住民税課税事務が最初であり、それ以降は今後、順次それぞれの所管課の進捗状況に応じて、評価対象になってくるが、そのスケジュールについて現時点では明確には言えないという状況ですか。</p>
橋本課長	<p>基本的にはお見込みのとおりでございます。しかし、全項目評価を行うのは個人住民税課税事務、住民基本台帳事務の2つだと思われます。</p>
田口委員	<p>先ほどガバメントクラウドに移行させる事務としていくつか紹介がありましたが、そのうち個人住民税課税事務と住民基本台帳事務のみが特定個人情報保護評価書の「重要な変更」に該当するということですか。</p>
橋本課長	<p>「重要な変更」に該当するかどうかよりも、対象となる人数が30万人を超える事務かどうかだと思われます。当市は人口34万人おりますので、住民税課税事務と住民基本台帳事務の2つということをご理解いただければと思います。</p>
田口委員	<p>戸籍・印鑑登録事務、国民健康保険事務や障害者福祉・介護保険に関する事務などについては、市民が34万人いても全員が対象となるわけではないので全項目評価の対象にはなっていないということですか。</p>
橋本課長	<p>はい、お見込みのとおりでございます。</p>
田口委員	<p>基本的に住民全体が対象になるのは個人住民税課税事務と住民基本台帳事務くらいであるということですね。そうしますと、今後然るべきタイミングで住民基本台帳事務に関する情報のガバメントクラウドへの移行に伴う全項目評価があるということですね。</p> <p>最後に3点目ですが、個人住民税課税事務については、2年前の2022年に5年ごとの見直しとして実施した全項目評価書に関して、当審議会の答申では、個人情報保護の観点から、リスク対策の内容も含め、必要な対策が講じられているので、「おおむね問題ない」としています。ただし、これらの対策が十分遵守されるように、職員研修などにより個人情報保護への認識を高める取組みを継続的に実施することが必要であり、また、委託先や再委託先などに対しても安全管理措置の徹底を図るよう求めています。</p> <p>この答申以降、2年半ほどが経過していますが、この間、市として、個人情報保護の観点から特にどのような点に力を入れて対策を講じてこられたのでしょうか。また、委託先・再委託先への対応としては、どのようなことに努めてこられたのでしょうか。</p> <p>さらに、先ほどの説明で重大な事故等は発生していないとのことでしたが、</p>

	この間の対応の過程で何らかの問題など生じていないでしょうか。
橋本課長	<p>1つ目の「市として特にどのような点に力を入れて対策を講じてきたのか」でありますが、個人情報の保護の観点から、まず、個人情報保護に関する各種研修の継続的な実施を行っております。職員はこれら研修に参加し、最新の情報を取得するとともに、情報リテラシーを高め、意識の継続を図っているところでございます。</p> <p>2つ目の委託先への対応でありますが、まず、業務履行時に物理的・技術的安全管理措置等の状況を確認できる書類や、取扱者管理者・実務者の名簿の提出を求めており、特定個人情報を取り扱う実務者を対象に、情報セキュリティ研修を実施している旨の報告を受けております。データのやり取りにおいてもファイルの暗号化・複合化等を行い、委託先取扱者の処理・操作記録を提出させるなどで、取扱状況の監視を行っております。また、委託先にセキュリティ要件のチェックシートを提出させる等を行い、安全管理に努めております。</p> <p>3つ目の対応の過程で、今のところ問題等は生じておりません。</p>
田口委員	ありがとうございます。私からの質問は以上です。
議長	ほかに質問や意見はありますか。
近藤委員	<p>田口委員からもお話がありましたが、リスク対策が大事だと考えており、今回の話からはずれてしまっていますが、最近ありました銀行の貸金庫の問題など、信頼がおける貸金庫に預けるということでも、内部の職員による不正が発生してしまうことがありますので、信頼だけでなく、職員に対する研修なども大事であると思います。</p> <p>先ほど情報セキュリティ研修が行われているかどうかについては委託先から報告を受けているとのことでしたが、研修の内容や開催回数、講師などのヒアリングなど行っているのでしょうか。</p>
浦山主査	研修内容自体を確認しておりませんが、研修を受けていることの報告に加えて、誓約書を業務で扱う者1人1人に提出を求めています。
近藤委員	こちらの情報セキュリティ研修というのは一般的にこういうのを行いましょというものが国などから出ているのか、または市からこのような研修を実施してほしいとお願いすることはあるのでしょうか。
浦山主査	市から委託先に研修内容についてお願いすることはしておりません。市として企業で行われていることに対して、どこまで求めることができるのかということもあります。誓約書では、行ってはならないことは全て記載しておりますので、誓約書が守られている限りはセキュリティの保証が取れているという判断をしております。
議長	ほかに質問や意見はありますか。

藤本委員	<p>今日何を議論するのかというのは、田口委員がまとめていただきましたので整理ができました。ガバメントクラウドに移行する業務が20業務ほどある中の1番目になるかと思います。今日のような審議が今後続いていくものだと思っていましたが、そのうちの2業務の対象人数が30万人を超えるということで、今回の個人住民税課税事務、もう1つが住民基本台帳事務であり、2番目で控えているのだと思います。</p> <p>私が気になったこととして、本日ここで諮って、我々委員で議論した内容、重要な変更による全項目評価の評価というのは、今後住民基本台帳事務においても同じようなことを行うかもしれないなと思いました。</p> <p>個人住民税課税事務、住民基本台帳事務のそれぞれで何かユニークさという形で、今回であれば、個人住民税課税事務の全項目評価書の議論をするからこそ、注目して検討していただきたいというような点はありますか。</p> <p>もしくは、後に控えている住民基本台帳事務においても基本的には同じような課題であるということで検討するという捉えておいてよいのかをお聞きしたいです。</p>
橋本課長	<p>個人住民税課税事務に関する全項目評価は、今回全体としては個人住民税課税事務に関することになっておりますが、今回については田口委員がおっしゃったとおり、システム標準化に伴い、ガバメントクラウドへの移行そのものが特定個人情報ファイルに係る重要な変更該当するということの第三者点検であります。こちらにつきましては、住民基本台帳事務についても同様になります。その他の部分についてそれぞれ内容が異なりますが、その変更点というものは、今回の個人住民税課税事務ではなく、あくまでガバメントクラウドへの移行そのものが重要な変更該当するものとして、ご審議をいただいているものです。おそらく、ガバメントクラウドへの移行だけに特化しますと、大きくは変わらないものと考えられます。</p>
議長	<p>ほかに質問や意見はありますか。</p>
田口委員	<p>大体の状況は分かりました。その上で今回の全項目評価書について、どのように評価するのかになりますが、今回の全項目評価書を全体として見る限り、特定個人情報保護の観点から、包括的かつ適切に評価がなされていると思います。</p> <p>ベースが2年前、あるいはさらに5年前に行われた評価が基本になっているので、全体として包括的かつ適切に評価がなされていると思います。今回はその中で特にガバメントクラウドに情報を移行することに伴って個別の問題があるかどうかの評価のポイントになるかと思いますが、中心的な問題のご説明にあったように、リスク対策の部分が大変重要な問題になってくると思います。この資料を見る限りでは、ガバメントクラウド移行に伴うリスク対策の面では、物</p>

	<p>理的な側面、人的な側面、技術的側面の各側面から相応の対策が取られていると思いますので、この評価書全体については、特に問題ないと考えております。</p> <p>ただ、重要なことは前回の答申でも述べられておりますが、そうしたリスク対策が実効性をもって確実に実施されるかどうか、その点であると思います。そのような観点から考えますと、特に気になりますのは、本件に関しては、委託先が5社あり、その多くはさらに再委託されるとなると、関係の委託先、再委託先が多数に上ってくると思います。先ほど近藤委員からもご意見がありました。末端まで安全管理措置が徹底されるかどうか、そのために各社の社員への研修などがしっかりと行われるのかどうか、その点で最も大事な点だと思います。そのような意味で全項目評価書に書かれているような安全管理措置、特にリスク対策に向けた安全管理措置がきちんと実効性をもって行われるように、さらにはそれを取り扱う職員への研修が実質的な意味をもって行われることが大事だと思いますので、その点を十分に留意していただければと思います。</p> <p>対策の実効性確保をどのように進めていくかという点について、お考えがありましたらお聞かせいただきたい。</p>
橋本課長	<p>先ほど近藤委員からも言われましたとおり、特定個人情報ファイルの取扱いの委託先に対する研修というものを直接我々職員が委託先の業務に携わっている職員に対しての研修を行っているわけではなく、委託業者がどのように行っているかという報告だけを受けております。しかし、実際にいつ誰がどのような内容で研修を行ったのかということも含めて、報告を求めていった方がより確実ではないかと感じたところでございます。</p> <p>我々職員が実際に会社に伺って、実際の研修業務の内容まで見るということは難しいですが、少なくとも先ほど申し上げた内容のところまでの報告を求めてまいりたいと思っておりました。</p>
田口委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>最近の個人情報に絡む事故・事件を見ますと、多くが市役所本体ではなく、委託先あるいは再委託先から出てしまっています。記憶に新しいところでは、尼崎市では全市民の情報が流出の危機にあったという事案もありますので、委託先、再委託先に直接介入することは市として難しいとしても、そういったところから、意図的かどうかに関わりなく出てしまうような事件・事故も見られるようですので、その辺は何らかの実効性を持って担保されるような対応がとられることが大事だと思います。</p> <p>そうでなければ、市民として安心できないということにもなるかと思っております。その辺は先ほど市民税課長がおっしゃった対応をぜひ考えていただければと思いま</p>

	す。
議 長	実施機関は、何か付け加える点等ありますか。
橋 本 課 長	特にございません。
議 長	先ほどのご意見は、非常に重要な点だと思っておりますので、当審議会からの要望という形でもよろしいでしょうか。
田 口 委 員	はい、けっこうです。
議 長	実施機関はよろしく願いいたします。
藤 本 委 員	<p>1点よろしいでしょうか。先ほど他の委員からおっしゃっていただいたとおり、結局実効性がなければならぬと思いましたが、今審議している全項目評価書は特に問題がないと思っておりますので、当審議会として、答申を出すということは可能だと考えます。ただ、特定個人情報情報が漏えいされるという事故があってはならないためのルールブックだと思っておりますので、実際に取扱う者がちゃんと行っているかが大事だと思っております。</p> <p>所沢市だけの話ではなく、全国規模で同様に問題になっていると思っておりますが、そこでの一般的なやり方を考えたときに、当審議会でも責任を持たなければならないので、お聞きしたいのですが、全項目評価書において、全国的に標準的にできているのか、さらに手厚くしているのかなどについて、どんな印象をお持ちでしょうか。</p>
田 中 所 長	<p>マイナンバー保護評価書を各担当課から取りまとめてホームページに公表している市政情報センターからお話させていただくと、まずマイナンバー法保護評価書の評価の部分につきましては、法改正等により変更となる場合がございます。それに対して各担当課の準備ができ次第、評価書が事務局である市政情報センターに提出されたときには、必ず事務局の方で評価書の内容等をチェックしております。全項目評価書だけでなく他の評価書についても、委託先の問題等を含めてチェックを行っております。</p> <p>委託先との関係につきましては、各担当課が委託契約を行う際に、個人情報の取扱いに関する覚書のようなものを交わした上で、リスク対策の確認、定期的な個人情報の取扱いの把握を行っているものでございます。また、担当課が自己点検項目表を委託先の各企業へ送付し、回答を担当課に提出していただき、委託先又は再委託先の取扱いの状況を把握しているというのが現状でございます。</p> <p>引き続き、当該評価書の他にも取扱いの部分の相談は、各担当課から市政情報センターに相談がありますので、そこでも取扱い状況の確認を行っております。</p>
議 長	ほかに質問や意見はありますか。
近 藤 委 員	先ほどの研修の関係で研修内容ですが、委託先から報告を徴収するという方向で検討いただけるということでありありがとうございます。やはり、委託先としてもどのような研修を行っているかを委託元である市に報告するとなれば、研修

	つきましては、本日は答申の案を読み上げ、こちらの案を持ち回りでご確認いただき、答申を確定させるという形を取りたいと考えますが、会長及び委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。
議長	委員の皆様は、それでよろしいですか。
委員	(了承)
田中所長	<p>それでは、答申の文面について、確認させていただきます。</p> <p>「諮問第94号答申 本件諮問の対象は、「個人住民税課税事務」に係る特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の所沢市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検となります。</p> <p>全項目評価書については、市民の個人情報保護の観点から、包括的かつ適切に評価がなされており、リスク対策の内容についても、物理的、人的、技術的の各側面から、必要な対策が講じられていることから、おおむね問題ありません。</p> <p>ただし、これらの対策は、自己評価であることを理解した上で、記載内容が十分に遵守されるように、職員研修のほか、折に触れて認識を高める取組みを継続的に実施することを求めます。</p> <p>併せて、一般に個人情報漏えい等の事故は、委託先や再委託先などの対応からしばしば起こっている、あるいは起こるおそれがあることを鑑み、委託先や再委託先などに対し、保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先や再委託先における個人情報の取扱いを把握するよう求めます。」</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p>
議長	委員の皆様は、それでよろしいですか。
田口委員	<p>先ほどのお話の中で、評価書に盛られているそれぞれの対策はそのとおりでいいですが、一番重要なのはそのような対策が実効性を持って実施されることですので、実効性の確保が極めて重要であるというような文言が入った方がよいと感じました。</p> <p>また、「ただし」という段落の中の、「これらの対策は自己評価であることを理解した上で、」と書くよりも、「ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要である。このため、記載内容が十分に遵守されるように、職員研修のほか、折に触れて認識を高める取組みを継続的に実施することを求めます。」という形にしたほうがよいのではないのでしょうか。</p>
議長	そうしましたら、実効性という文言を挿入することと自己評価という文言はここから削るという方向性がよいということでしょうか。
田口委員	その方が、文章が素直に流れると思います。
田中所長	今のご意見を踏まえすと、「ただし、これらの対策は、実効性を確保されることが何よりも重要であることを理解した上で、記載内容が十分に尊重されるように、職員研修の折に触れて認識を高めて取組みを継続的に実施することを求めます。」でいかがでしょうか。
田口委員	理解と言わなくてもいいかなと思います。「これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要である。このため、・・・」とすれば、文章がうまく流れるのではないのでしょうか。
田中所長	そうしますと、「ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何より

		も重要であることから、記載内容が十分に遵守されるように、職員研修のほか、折に触れて認識を高める取組みを継続的に実施することを求めます。」でよろしいでしょうか。
議	長	細かい部分ですが、答申案の下から4行目の「あるいは起こるおそれがあることを」ではなく「起こるおそれのあることに鑑み」の方がいいのではないのでしょうか。
田中	所長	わかりました。いただきましたご意見により修正した答申案を申し上げます。 「諮問第94号答申 本件諮問の対象は、「個人住民税課税事務」に係る特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の所沢市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検となります。 全項目評価書については、市民の個人情報保護の観点から、包括的かつ適切に評価がなされており、リスク対策の内容についても、物理的、人的、技術的の各側面から、必要な対策が講じられていることから、おおむね問題ありません。 ただし、これらの対策は、その実効性を確保することが何よりも重要であることから、記載内容が十分に遵守されるように、職員研修のほか、折に触れて認識を高める取組みを継続的に実施することを求めます。 併せて、一般に個人情報漏えい等の事故は、委託先や再委託先などの対応からしばしば起こっている、起こるおそれがあることに鑑み、委託先や再委託先などに対し、保護措置の徹底を図るとともに、定期的に委託先や再委託先における個人情報の取扱いを把握するよう求めます。」 以上でございます。
議	長	その他に何かありますでしょうか。
委	員	特になし
		議事(2) 報告事項
議	長	続きまして、議事(2)報告事項に移ります。報告事項1件について、事務局から説明をお願いします。
田中	所長	それでは、「資料No.2 市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準の考え方」をご覧ください。 この基準は、個人情報の保護に関する法律(以下「法律」とする。)に基づく行政機関等における個人情報の取扱いに関することであるから、実施機関である所沢市が設置等をする際に適用されるものです。 実施機関以外の行政機関(国・県)・企業・団体が市の施設に設置等をする際には、法律に基づき個別に設置方法及び個人情報の取り扱い等について基準を定める必要があります。 次に、基準の位置付けと類型化の経緯ですが、実施機関の個人情報の収集及び目的外利用等については、原則その都度審議会に諮問し、防犯カメラの設置等についても類型化前には個別に諮問していました。しかし、施設ごとに防犯カメラの設置基準が異なるものではないため、審議会(平成25年度第

近藤委員	例えば、小手指まちづくりセンターと小手指公民館は同じですか。小手指は分館もあり、こちらにも入っていないのかなと思いました。また小学校はこちらに記載がありますが、中学校は書いていないですが、まだ今後設置する可能性がある施設というのはそれなりにあるのか、今回の保健センターのような少しこの辺が心配だからとかいうことで少しずつ出していくというようなイメージなのか、中学校はあまり設置されていないから今後どんどん設置されるのかイメージがわからなかったです。
田中所長	防犯意識の高まりとともに、防犯カメラの設置は各実施機関が検討する形でございます。先ほど申し上げたとおり、設置の相談というのは年に1件から2件は必ずございます。 今後様々な事件が多発するようなことでありましたら、設置台数も増えていくものというふうに考えております。
議長	その他に質問等がありますか。
委員	(質問等なし)
	議事(3) その他
議長	それでは議事(3)その他に移ります。何かございますか。
田中所長	(次回の開催は未定であるが、新たな事案が発生した場合は日程調整を行うことを報告)
議長	委員の皆様からは何かございますか。 特に無いようですので、本日の審議を終了いたします。 以後の進行を事務局へお返しいたします。
守谷課長	・会議の閉会を宣言

以上